

境界紛争でお困りの方は、まずお電話下さい!

TEL.022(225)3804

要予約

● 受付時間 ●

月～金 午前10:00～午後4:00(土・日・祝日は除く)



ADR法第5条に規定する法務大臣認証番号第64号

宮城県土地家屋調査士会

みやぎ境界紛争解決支援センター

〒980-0802 仙台市青葉区二日町18-3 (宮城県土地家屋調査士会館内)

TEL 022(225)3804 FAX 022(225)3805

<http://www.miyagi-chousashi.jp/adr>

まずは

境界のトラブルが発生したら...

みやぎ境界紛争解決支援センター

にご相談ください。



かいけつサポート

ADR紛争解決サービス

みやぎ境界紛争解決支援センターは、法務大臣から認証された裁判外紛争解決機関です。

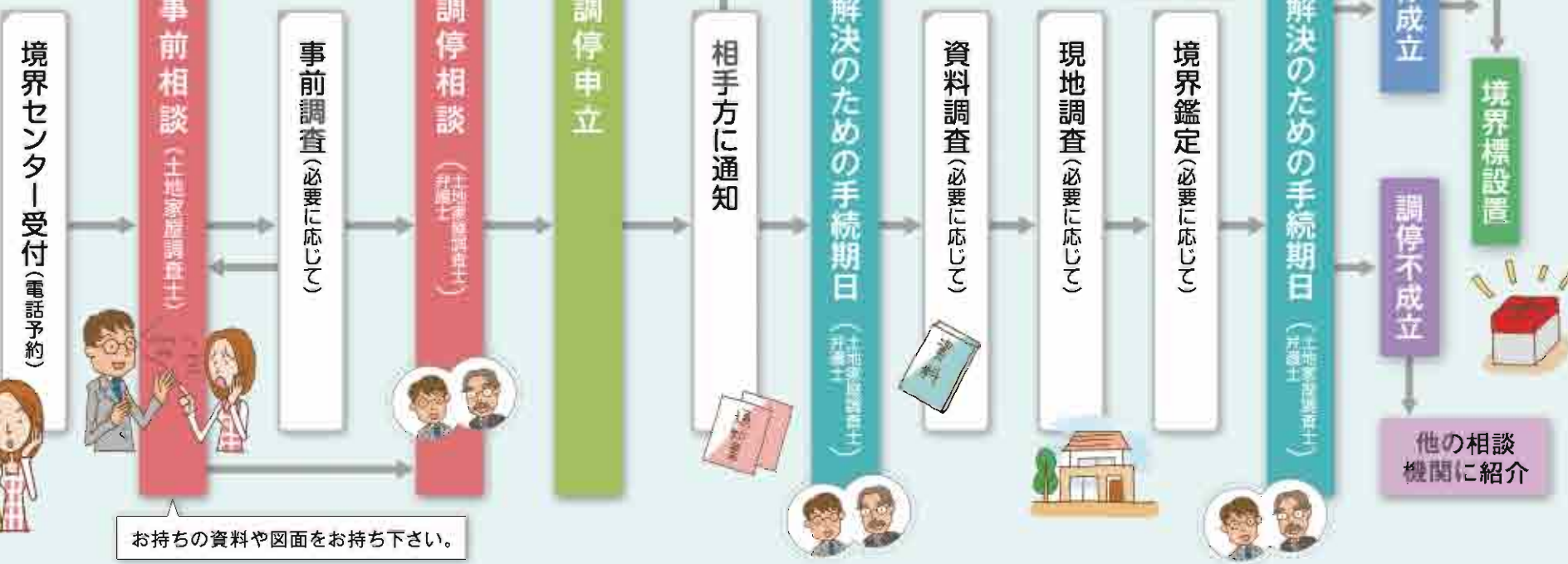
みやぎ境界紛争解決支援センター

<http://www.miyagi-chousashi.jp/adr>

手続きの流れ

土地家屋調査士と弁護士が協力して専門家の立場から皆様の「相談」に応じ、「調停」をすすめて円満解決を図ります。

境界紛争



お持ちの資料や図面をお持ち下さい。



↑ 調査士
↑ 申立人
↑ 相手方
↑ 弁護士

費用概要	
事前相談費用	5,000円 (1時間毎)
調停相談費用	15,000円 (1時間毎)
調停申立費用	20,000円
期日費用	20,000円 (期日毎 申立人・相手方原則折半)
調査費用	必要に応じて、原則一律 30,000円 (登記印紙・公租公課別納)
成立費用	160,000円 (期日3回まで) (申立人・相手方原則折半)
鑑定費用	必要に応じて随時見積